

社会資本整備審議会 環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
第 2 回議事要旨（案）

日 時：平成 19 年 3 月 15 日(木) 10:00～12:00

場 所：全国都市会館 第 3・4 会議室

議事要旨：

A. 建設リサイクルの現状（補足説明）について

石田委員：

- 建設副産物実態調査の回答について、過去の実態調査でのトレンド等も踏まえて、より詳しい属性を教えて欲しい。そして、回収率が向上するためのアイデアを模索したい。

出野委員：

- 建築工事の推計で用いている母集団「建築物着工統計調査」及び「建築物滅失統計調査」はどれくらいの工事を捕捉しているのか。「建築物滅失統計調査」は半分程度しか捕捉していないとの意見もある。

後藤委員：

- 資料 2（4 ページ）で、建設発生木材の工事規模別リサイクル状況を示しているが、昨年は建設発生木材が取り合いになっている状況であるため、資料に示しているように工事規模の差異が少ないのではないかと推測される。
- 資料 2（5 ページ）で、発注者の意識が緩やかに上昇しているが、それに満足するだけでなく、より向上させるためにどうすればいいのかという観点が必要である。

佐藤委員：

- 資料 2「発注者の意識の変化について」で、指定処分について発注者が機械的に行うことなのか、建設業界の方に伺いたい。また、品目によって、指定処分をしやすい、しにくいがあるのか。

村上委員：

- 民間住宅工事の発注者（個人）から建設廃棄物の処理・処分先について、指定されることはまず有り得ない。建設リサイクル法の届出では、元請業者が発注者に対して、書面による説明を行うこととなっており、発注者がその説明をうけて契約を行う。契約を行うことで、廃棄物の処理・処分先を了承したことになるかもしれないが、情報がない発注者（個人）が指定処分することはない。

B. 論点整理

崎田委員：

- 「需要と供給のアンバランス」についての意見：各関係者間での情報が伝達されているかが重要である。建設分野では「建設副産物情報交換システム」があるが、どのように機能されているか整理してほしい。
- 「費用における課題」「意識の問題」についての意見：建設リサイクルは一般市民にとって遠い印象がある。しかし、一般市民でも建築工事の発注者となり得ることから、市民への情報提供が重要である。「市民の理解が全体の質を高め、適正処理につながる」という視点を入れてほしい。
- 「関係者間の基準等不一致の問題」についての意見：工事完了の情報を、建設リサイクル法の事前届出へ戻す必要がある。
- 「有害物質等の取扱いにおける課題」「履歴データベースの不備」についての意見：石綿、アスベスト等の有害物質だけでなく、塗料、建材等に含まれる化学物質の情報も履歴データベースに登録する必要がある。
- 「より上流段階での取り組みの不十分さ」についての意見：住宅の長寿命設計など長期使用に関する取り組みも必要である。
- 「リサイクル品の利用促進の不十分さ」についての意見：リサイクルだけでなく、同じ部品を使用するリユースの視点も必要である。

野城委員：

- 論点についてはおおよそ揃っているが、関連するものがあるため、整理が必要である（ 、 、 、 が関連している）。
- 廃棄物の需給バランスを考慮して、リサイクルを進めていくとすれば、市場の整理をマクロレベルの問題点、オペレーションレベルでの問題点にわけて検討する必要がある。また、オペレーションでの問題点として、物の流れそのもの、情報がない、扱いが減っていないという3つの要因があり、これらが絡み合っている場合もあり、独立している場合もある。今後、マクロレベルの問題点把握、オペレーション（物流、情報）の問題点を関連付けて整理する必要がある。
- 需給バランスについては、統計的な数字の把握が必要となる。
- 履歴データベースは必要だが、誰が、どのように長期間行うのか具体的に踏み込んでほしい。
- 資料3-2において、新築工事と解体工事では質が異なるため、別のフロー図にしていきたい。

杉山委員：

- 地域によって、廃棄物の種類、発生量、最終処分量など状況が異なるため、地域性を考慮する視点が必要である（全体に関連して）。
- 建設業界として不法投棄への取り組みも必要である。

嘉門委員長：

- 廃棄物の取り扱いに関しては、環境省所管の法律が密接に関係するため、国土交通省は環境省と適宜連携プレーをしていただきたい。

崎田委員：

- 不法投棄は環境省の管轄ということもあるので、建設リサイクル推進として適正な処理の確保を施策として、不法投棄を防止することが必要である。

後藤委員：

- 「意識の問題」は重要な論点であり、より強化すべき点である。ただし、法律等の強化ではなく、環境マネジメントなどの自主的取り組みが必要である。過去に、入札の条件にISO14000の取得があったが、現在なくなっているため、建設業界の取得件数が減少している。

石田委員：

- 現在の論点整理では不十分な感がある。しかし、全ての問題点を総合的に網羅することは困難である。
- 整理するロジックとして3つぐらいにまとめたほうがいい。1つは、対象物によって、問題の所在が異なる。
- 技術開発について提案する必要がある。技術開発は、純粋な技術の開発と、社会技術がある。純粋な技術は、排水性舗装、有害物質、コスト縮減への対応に必要である。社会技術は、制度や意識、社会実験をどうしていくか、PDCAを機能させるために必要である。

平田委員：

- 論点整理で、、、 が建材メーカーに関係してくる。
- 論点をマトリックスで整理する必要がある。整理する品目として、「建設発生土・建設汚泥」、「新築工事で分別された廃棄物」(梱包材、端材など)、「新築工事の混合廃棄物」、「解体工事で分別された廃棄物」、「解体工事の混合廃棄物」、「有害物質」の6つに分けられる。この6つの品目に対して、関係者(発注者、元請業者、建材メーカー)によって役割が異なり、重み付けが必要である。

村上委員：

- 「建設工事」を「建設工事等」に修正したほうがいい。建設リサイクル法でもそのように記載しており、解体工事や個人の建築工事も含まれる。
- 資料3-2のフロー図において、石綿含有建材の対応もあることから、収集運搬と積替・保管も入れたほうがいい。
- 住宅メーカーとしては、50～100年度に解体される住宅に関する情報の伝達をどのようにするかが重要な問題である。

出野委員：

- 解体工事は有害物質除去など安全面において、建設工事と異なっている。そこで、解体工事を建設工事と切り離して、誰に施工させるのかという観点を入れていただきたい。

高戸委員：

- 論点整理をマトリックスで再整理していただきたい。マトリックスとして横軸例を「再利用、再使用、発生抑制、分別、適正処理」、縦軸例を「建設工事、解体工事、発注者、メーカー、処理施設など」にし、論点 ～ を品目別に整理することで、団体、業者の責任が明確になる。

C．千葉県における建設副産物対策について

村上委員：

- 千葉県木材ワーキングの委員として出席していた。千葉県木材ワーキングでは、各業界から代表者が出席し、それぞれが何をできるか十分に議論した。また、実行状況についても年度で報告している。
- 千葉県木材ワーキングでも問題となっていたが、発注者である一般の人が下請業者の適正価格を決めることは困難である。また、誰が適正価格を決めるのか、適正な価格とは何か、適正価格を決める積算システムがあるのかを含めて、議論する必要がある。

崎田委員：

- 建設リサイクル法で提出された事前届出の内容が、最終的にきちんと実行できたか確認する方法が必要であり、資料4の12ページに記載した都道府県知事への報告は有益である。

佐藤委員：

- 千葉県ではいろいろな取り組みを行っており、行政も作業が膨大となり大変だろうと推測する。そこで、膨大な作業の一部を民営化するとか、第三者機関（NPO、NGO）へ委託するなど考えられないか。

D．今後のスケジュールについて

次回「第3回委員会」は、6月7日（木）14：00に開催する。

以上